

四日市市告示第166号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和50年四日市市告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の条件)</p> <p>第7条 四日市市中小企業振興資金の条件は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)貸付利率 年率1.5% (固定)</u></p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第7条 四日市市中小企業振興資金の条件は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)貸付利率 年率とし、長期プライムレートから1.0%を減じた率</u> <u>ただし、長期プライムレートが2.7パーセントを下回るときは長期プライムレートを2.7パーセントと見なす。</u></p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(商工農水部商業勤労課)